

令和 2 年 6 月 3 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13525

研究課題名（和文）家光政権期における寺社政策の基礎的研究

研究課題名（英文）Fundamental research on policies covering shrines and temples during the regime of Tokugawa Iemitsu

研究代表者

林 晃弘 (Hayashi, Akihiro)

東京大学・史料編纂所・助教

研究者番号：10719272

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、家光政権期の寺社政策についての基礎的な事実を明らかにすることである。これまで十分に活用されてこなかった寺社の記録史料を用い、研究を進めた。主な成果としては、第一に、家光代始の時期における寺社政策について、従来注目されてきた末寺帳の徴収だけでなく、それ以外の諸動向を明らかにしつつ再検討を行った。第二に、研究蓄積の少ない寺社奉行について、成立期の実態と、寛文期への展開を示した。第三に、肥後細川家を事例に、近世大名家の菩提寺の成立を政治史的な背景を踏まえつつ明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近世前期は、中世段階の政治権力と寺社の関係が変容し、近世中後期につながる関係が新たに形成されるという点で重要である。近年は、中世後期と近世中後期において著しい研究の進展があるが、両者の間にある近世前期の研究は低調である。本研究では、家光政権期を中心に、寛永末寺帳徴収や寺社奉行設置などの事実関係を、政治史的な背景を踏まえて明らかにした。政治と宗教の関係を通史的にとらえる上で一つの画期となる時期を検討し、前後の時代を架橋するような見通しを示した点に、学術的・社会的な意義がある。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to clarify the basic facts about policies covering temples and shrines during the regime of Tokugawa Iemitsu. For this study, lesser-known temple diaries were adopted. The following issues are discussed in this paper: (a) the policies on the temples and shrines during Tokugawa Iemitsu's early reign, and the issuing of landholding patents; (b) establishing of the commissioner for shrines and temples and policy development; and (c) construction of the family temple of Daimyo.

研究分野：日本近世史

キーワード：徳川家光 寺社政策 朱印地 継目朱印 寛永末寺帳 寺社奉行 江戸触頭 菩提寺

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

中世には公家・武家とならぶ権門として国家権力の一角を担った寺社は、近世になると政治的な影響力を大きく低下させる。かかる日本宗教史上における転換は、16世紀末から17世紀前半、すなわち戦国期から江戸前期にかけて生じた。しかし、近世前期に武家権力と寺社の関係が再編される過程は、辻善之助や豊田武の古典的な研究がなされたのち、宇高良哲『近世関東仏教団史の研究』(文化書院、1999年)や杉田善雄『幕藩権力と寺院・門跡』(思文閣出版、2003年)などの成果はあるものの概して低調であり、基礎的な事実関係の解明も十分ではない。既知の史料だけでは制約がある点に、研究が停滞している要因があるものと思われる。

こうした問題意識のもと、これまで拙稿「朱印地形成と秀吉の寺社政策」(『ヒストリア』257、2016年8月)や「慶長期における徳川家康の寺院政策」(『史林』95-5、2012年9月)などにより、秀吉から家康の時代(天正10年代から慶長年間)を中心に分析を加え、研究を進めてきた。そこで本研究では、その次の段階として、いくつかの注目すべき動向がある家光政権期について検討を行う。

2. 研究の目的

家光政権期の寺社政策については、従来、寛永9(1632)~10年の末寺帳徴収や東照大権現の祭祀が注目されてきた。前者の政策意図については、幕府による編成の側面を評価する見解と、それを限定的にとらえる見解があり、共通理解を得られていない状況にある。また、これら以外の動向は具体的な検討が不足している。そこで本研究では、家光政権による寺社領に対する政策や、寺社の造営、寺社奉行の設置などについて分析し、より広い視野のなかで当該期の政治権力と寺社の関係をとらえることを目的とする。

また、近年の日本宗教史では、中世後期と近世中後期において研究の進展が著しいが、そのなかで近世前期は、前の時代からは展望として見通され、後の時代からは前提として触れられるに止まることが多い。そのため、同時代の問題関心に基づく分析は十分ではない。本研究では、政治史的動向を踏まえ、基礎的な事実関係の確定を行うことで、前後の時代を架橋する上で前提となる研究の蓄積を意図している。

さらに、本研究で寺社との関係を明らかにすることによって、幕府政治史の研究の進展にも、従来とは異なった角度から寄与することができると考えている。

3. 研究の方法

家光政権期の寺社政策を検討する上で、幕府側に十分な史料が残されていない点は大きな制約となっている。かかる問題に対して、本研究では寺社側の史料を用いることで克服していく。いくつかの寺社には、従来の研究で活用されていない記録史料が残されており、それらを組み合わせることで新しい研究が可能である。また、本研究を進めるなかで、藩政文書の記録類も当該期の寺社政策を分析する上で有効であることが明らかとなり、それらも導入して研究を進めた。

史料については、まず、所属先の東京大学史料編纂所の原本・複製本を利用した。寺社関係史料としては、同所所蔵「金地院記録」のほか、南禅寺金地院所蔵『金地日録』(謄写本)、『尊秀記』(「薬師寺史料」写真帳)、『徳勝寺旧記』(「布施巻太郎氏所蔵文書」写真帳)、『蹟證記』(「仁和寺史料」)等、大名家史料としては、永青文庫所蔵「細川家史料」、山口県文書館所蔵「毛利家文庫文書」、秋田県公文書館所蔵「秋田藩家蔵文書」等の写真帳・デジタル画像を用いて研究を行った。

さらに、各地の史料所蔵機関・寺院・神社において文書調査を行った。本科研費による主な調査先は、国立歴史民俗博物館(千葉県佐倉市)、国立国会図書館、国立公文書館(東京都)、神宮文庫(三重県伊勢市)、成菩提院(滋賀県米原市)、京都府立京都学・歴史館、京都市歴史資料館、龍谷大学図書館、賀茂別雷神社、泉涌寺(京都府京都市)、香川県立文書館、熊本大学附属図書館等である。

4. 研究成果

研究成果については、学会報告や論文発表によって順次公にした。主な成果の概要を、以下に整理する。

(1)徳川家光代始の寺社政策

2代将軍秀忠が没し、家光政権が実質的にスタートする寛永9(1632)年から寛永14年にかけての寺社に対する政策について検討し、「徳川家光代始の寺社政策と宛行状発給」(『古文書研究』85、2018年7月)をまとめた。

先述のように、従来の研究は寛永9~10年の諸宗末寺帳の徴収に注目して議論がなされており、その目的については、幕府が本末関係を掌握して固定化させていくものとする通説的な見解と、そうではなく、領知朱印状発給のための寺領の予備調査が目的であるという杉田善雄氏の見解があり、研究史上の論点となっていた。杉田氏の理解は好意的に引用されることも少なくないが、寺院に対する領知朱印状発給についての分析を欠いており、その点に不十分さがある。

そこで、寛永末寺帳の徴収について新史料を用いて再検討を加えつつ、ほぼ同時期に展開する他の動向として、寛永10年の寺院法度の調査、寛永10年~12年の諸国の寺社造営、寛

永 13～14 年の継目朱印・新規朱印状発給について検討し、より大きな枠組みのなかで当該期の寺社政策を捉えることを試みた。以上の検討により、末寺帳徴収を朱印状発給のための寺領の予備調査とする説は実証面に不備があることを指摘した。

また、寛永 13～14 年にかけて行われた継目朱印についての検討でも、いくつかの新知見が得られた。特に、継目朱印自体は比較的短期間で行われたこと、家康・秀忠の先判や対象となる寺社の来歴等について吟味し、不適當なものに対しては発給が見送られたことを指摘した。また、対象は基本的には先判を有する寺社に限定されるが、徳川將軍家とゆかりのある寺社、教団内や地域において重要な寺社、この段階まで対象外であった安房国の寺社などに対して、例外的な新規発給がみられることを指摘し、このことにより朱印地を寺社の格式の一つとする認識がより明確になったことを示した。

寛永 15 年以降については、「寛永四年の「平野社縁起」制作について」(『東京大学史料編纂所 附属画像史料解析センター通信』78、2017 年 7 月)において、公家の西洞院時慶による平野社再興過程を明らかにし、そのなかで寛永 15 年の幕府からの社領の付与について言及した。これは、家光の体調不良によるためか、判物・朱印状は発給されなかった事例である。なお、本事例は元和元(1615)年に家康から黒印状で社領を認められている旧社務が排除されるという点でも興味深いものである。

家光政権の寺社領政策については、寛永 19 年、慶安元(1648)・2 年に行われた多数の寺社に対する新規の領知朱印状の発給も重要な論点であり、関連史料を収集した。これについては期間内に研究を公にするに至らなかったため、引き続き検討を行う予定である。

(2)幕府寺社奉行の成立と展開

幕府寺社奉行は、幕府と寺社の関係を理解する上で欠かせない存在であるが、これまで研究が少なく、特に成立期については寛永 12(1635)年に設置された事実と、就任者が知られている程度であり、具体的な検討はほとんどなされていない状況であった。研究がなされてこなかった要因は、幕府側の関連史料がまとまったかたちで残存しないことが大きいと思われる。

そこで、仏教教団側の史料を用いて検討を行った。多くの仏教教団では、近世前期に幕府に対応する窓口として江戸触頭と呼ばれる存在が成立してくることが知られており、そのうち史料的に恵まれている臨済宗五山派と曹洞宗を事例に取り上げた。特に、五山派については江戸触頭である金地院の記録『金地日録』『僧録官記』等があり、東京大学史料編纂所の原本・謄写本により寛永 13 年以降、ほぼ連続して分析することができる。これらと他の関連史料を用いて家光政権期の寺社奉行についての基礎的な事実を明らかにした。

成果については、報告「家光政権期の寺社奉行と寺社政策」(第 7 回中近世宗教史研究会、2019 年 4 月)、「幕府寺社奉行の成立と寺院政策の展開」(2019 年日本史研究会大会・近世史部会共同研究報告、2019 年 10 月)を行い、後者をもとにまとめた同名の論文が『日本史研究』690 号(2020 年 2 月)に掲載された。

ここでの検討では、まず寛永 19 年 8 月 19 日に幕府が諸宗派に対して、重要な寺院についてはしるべき器量の住持を任命するよう命じたことに注目した。これは諸宗派に一律に同様の指示を行った点で重要である。そして、同様の指示でありながら、宗派内への具体的な伝達は本寺・触頭の裁量に委ねており、幕府は教団上層部を介して間接的に寺院を支配しようとしていたことがわかる。

また、教団秩序の近世化を背景に、教団内部における相論(特に本末相論)が多発していることを指摘し、それへの対応から成立期の寺社奉行の判断のあり方を明らかにした。ここでは『金地日録』のほか、山口県文書館所蔵「毛利家文庫文書」が有益であった。なかでも、寛永 15 年～21 年にかけて争われた曹洞宗の長門国大寧寺と周防国瑠璃光寺の相論からは、大名領国内部で完結する寺院相論に対して、幕府と本山・江戸触頭がどのような役割を果たし、関与するのか、具体的に示すことができた。

さらに、次の家綱政権期への展開についても検討を加えた。寛文年間になると、江戸触頭は寺社奉行の指示を受けて、酒造制限令のような寺社関係に限られない内容の法令を教団内に伝達するようになることを指摘した。そのことにより、それまで以上に寺社の存立状況を把握することが必要になった可能性があるとし、寺社改帳が各地で作成される元禄期への展開を見通した。この点については、今後、寛文・延宝期から元禄期にかけての時期の史料をあつめて基礎的な検討を加えることで、近世中後期の研究との接続を図っていくことが必要である。

(3)近世前期の大名と寺社

本研究を進めるなかで、当該期の寺社政策の検討における大名家史料の有効性も明らかとなった。特に、近世前期の史料に恵まれる永青文庫所蔵「細川家史料」(熊本大学附属図書館寄託)、山口県文書館「毛利家文庫文書」、秋田県公文書館「秋田藩家蔵文書」等を利用した。成果の一部は、前述の(2)のなかでも触れたが、それ以外に、永青文庫所蔵「細川家史料」を中心に、以下の 2 点について検討を行った。

第一に、大名家菩提寺について、論文「近世前期における細川家の菩提寺」(早島大祐編『中近世武家菩提寺の研究』小さ子社、2019 年 5 月)で、肥後細川家を事例に文献史学からのアプローチが少ない近世前期の大名家菩提寺のあり方を具体的に明らかにすることができた。細川家の場合は、京都の南禅寺天授庵・大徳寺高桐院・建仁寺永源庵、国許の泰勝院(のち泰勝寺)・

妙解寺、江戸の東海寺妙解院が、当主に関わる菩提寺である。論文では、それぞれの被葬者について整理した上で、細川家の菩提寺となる背景を検討した。そこでは細川家当主と禅院の人的交流や、忠利の沢庵宗彭への帰依といった信仰の側面に加え、近世前期における政治の場の変化、大名の国替の影響、幕府の新寺建立の規制など、政治史的な背景を踏まえて菩提寺の枠組みが形成される過程を描いた。

第二に、永青文庫所蔵「細川家史料」のうち、『口上書 真乗院』（整理番号 12.16.30）という史料に注目し、その基礎的な分析を行った。この史料は、近世後期に天龍寺真乗院が、細川家に経済的な支援を求める際に提出したもので、17 世紀前半の当主細川忠興・忠利・光尚や家老の書状計 138 通や、真乗院主玄英寿洪の日次記等を写しており、史料的な価値が高いものである。関連史料の調査を行ったところ、類似する内容の史料が龍谷大学図書館と熊本大学附属図書館「松井文庫」に存在することが判明した。そこで、研究ノート「肥後細川家と天龍寺真乗院・細川紹高家」（『永青文庫研究』2、2019 年 3 月）をまとめ、各史料の関係性を整理するとともに、玄英寿洪およびその一族について基礎的な検討を加えた。本史料は、特に、元和・寛永期の京都の禅宗寺院と大名家の関係を考える上で興味深いものであり、さらに検討を深めていきたい。

大名家史料を用いた研究は着手したところである。今後の研究では、さらに事例を収集し、大名と寺社の関係についての検討を進めることを予定している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

| | |
|--|----------------------|
| 1. 著者名 林晃弘 | 4. 巻 690 |
| 2. 論文標題 幕府寺社奉行の成立と寺院政策の展開 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 日本史研究 | 6. 最初と最後の頁 73-100 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 林晃弘 | 4. 巻 85 |
| 2. 論文標題 徳川家光代始の寺社政策と宛行状発給 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 古文書研究 | 6. 最初と最後の頁 34-53 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|----------------------|
| 1. 著者名 林晃弘 | 4. 巻 2 |
| 2. 論文標題 肥後細川家と天龍寺真乗院・細川紹高家 永青文庫所蔵「真乗院口上書」に関する基礎的研究 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 永青文庫研究 | 6. 最初と最後の頁 85-103 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 林晃弘 | 4. 巻 970 |
| 2. 論文標題 史料・文献紹介 宇高良哲編『南光坊天海関係文書集』 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 歴史学研究 | 6. 最初と最後の頁 60-60 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|-----------------------|
| 1. 著者名 林晃弘 | 4. 巻 100巻3号 |
| 2. 論文標題 雲叔玄龍 豊臣秀頼に仕えた薩南学派の僧 | 5. 発行年 2017年 |
| 3. 雑誌名 史林 | 6. 最初と最後の頁 389-402 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.14989/shirin_100_389 | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である) | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 林晃弘 | 4. 巻 78 |
| 2. 論文標題 寛永四年の「平野社縁起」制作について 西洞院時慶の平野社再興と海北友雪最初期の画業 | 5. 発行年 2017年 |
| 3. 雑誌名 東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信 | 6. 最初と最後の頁 23-30 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---------------------------------------|-----------------------|
| 1. 著者名 林晃弘 | 4. 巻 28 |
| 2. 論文標題 新収史料 板倉重宗の牢人切手 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 東京大学史料編纂所研究紀要 | 6. 最初と最後の頁 159-164 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である) | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計3件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

| |
|----------------------------|
| 1. 発表者名 林晃弘 |
| 2. 発表標題 家光政権期の寺社奉行と寺社行政 |
| 3. 学会等名 第7回中近世宗教史研究会例会 |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|--------------------------------------|
| 1. 発表者名 林晃弘 |
| 2. 発表標題 幕府寺社奉行の成立と寺院政策の展開 |
| 3. 学会等名 2019年日本史研究会大会・近世史部会共同研究報告 |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|-------------------------------|
| 1. 発表者名 林晃弘 |
| 2. 発表標題 寛永四年の「平野社縁起」制作について |
| 3. 学会等名 朝暮研究会例会 |
| 4. 発表年 2017年 |

〔図書〕 計4件

| | |
|-----------------------------------|-----------------|
| 1. 著者名 西谷功・大谷由香・高橋慎一郎・佐藤雄介・林晃弘 | 4. 発行年 2020年 |
| 2. 出版社 東京大学史料編纂所研究成果報告2019 - 1 | 5. 総ページ数 200 |
| 3. 書名 『泉涌寺所蔵の中・近世史料に関する基礎的研究』 | |

| | |
|---|--------------------------|
| 1. 著者名 早島大祐編 | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 小さ子社 | 5. 総ページ数 616(225-260) |
| 3. 書名 『中近世武家菩提寺の研究』（「近世前期における細川家の菩提寺」） | |

| | |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 著者名 日本史史料研究会編 / 林晃弘 | 4. 発行年 2018年 |
| 2. 出版社 星海社 | 5. 総ページ数 362(220-234, 320-334) |
| 3. 書名 『戦国僧侶列伝』(「雲叔玄龍」「金地院崇伝」) | |

| | |
|---|-----------------|
| 1. 著者名 成菩提院史料研究会 | 4. 発行年 2018年 |
| 2. 出版社 法藏館 | 5. 総ページ数 450 |
| 3. 書名 『天台談義所 成菩提院の歴史』(「田古新帳」「末寺法流書物」の項目) | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|--|---------------------------|-----------------------|----|
|--|---------------------------|-----------------------|----|